

大郷町かわまちづくり協議会委員 公募要領

1 目的

大郷町かわまちづくり協議会では、吉田川を中心とした水辺空間の活用と、これによる地域活性化を目指しています。本公募は、広く町民の意見と熱意を協議会の運営に取り入れ、公正かつ透明性の高い事業推進を図ることを目的とします。

2 活動内容

以下の内容を含む、大郷町のかわまちづくりに関する事項の協議を行います。

- かわまちづくり事業の実施計画検討
- かわまち施設の管理運営等を行う「まちづくり会社」の設立、検討
- かわまちづくり事業施設の維持管理・運営についての検討
- その他、目的を達成するために必要な事項

3 募集対象・要件

大郷町かわまちづくりに熱意を持ち、主体的に活動できる方（町内在住・在勤・在学は問いません）。

(1) 募集人数

2名程度

(2) 応募要件

以下のすべてを満たすこと

- ア 大郷町のかわまちづくり事業に熱意と識見があり、積極的に参加・貢献する意欲があること。
- イ 原則として、平日に開催される会議（年4回程度を予定）に出席できること。
- ウ 成人であること。
- エ 別紙「暴力団排除に関する誓約事項書」を提出できること。

4 委員の任期

委嘱の日（令和8年1月1日予定）から 令和10年12月31日まで（3年間）

5 応募方法

別紙「大郷町かわまちづくり協議会公募委員申込書」に記入し、事務局まで郵送、E-mail、または持参にて提出してください。

6 応募締切

令和7年12月12日（金）【必着】

7 選考方法

- (1) 提出された応募用紙に基づき、書類選考を行います。
- (2) 必要に応じて、面接を実施する場合があります。
- (3) 選考結果は応募者全員に通知します。
- (4) 選考の過程および結果に関する問い合わせには応じられません。

8 その他

- (1) 会議は、四半期に1回程度を基本とします。
但し、特に協議する必要が生じた場合に当たっては、短期間において必要回数会議を開催する場合があります。
- (2) 委員に委嘱された場合、氏名、所属団体等が公表される場合があります。
- (3) 委員への報酬・謝金は支給しませんが、協議会が主催する会議に係る費用弁償（1,500円／回）を支給します。
- (4) 協議会が主催する研修等にかかる旅費（交通費）については、大郷町かわまちづくり協議会が負担する場合があります。
- (5) 本要領に基づく公募を行った結果、募集人数に満たない場合、または適任者がいないと判断した場合は、公募によらず他の方法により委員を選考する場合があります。

9 応募・問い合わせ先

大郷町かわまちづくり協議会 事務局（大郷町役場 復興推進課 内）

住 所：〒981-3592 宮城県黒川郡大郷町粕川字西長崎5番地の8

電 話：022-341-3061

E-mail : fukkou@town.miyagi-osato.lg.jp